

庄原市お試しオフィス管理運営要領

(要旨)

第1条 この要領は、庄原市でのサテライトオフィス設置に興味がある者に庄原市お試しオフィス（以下「お試しオフィス」という。）を利用させるにあたり、適正な管理運営を行うため、必要な事項について定めるものである。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	愛称
庄原市お試しオフィス	庄原市総領町稲草 2134 番地	おいでん彩（さい）

(定義)

第3条 サテライトオフィスとは、本社で行う業務と同様の仕事ができる施設を備えた、自然豊かな環境の中で働き方や生活に重点を置いた事務所のことを言う。

(対象者)

第4条 お試しオフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、庄原市内に事業所及び庄原市の住民基本台帳に記載された者は対象外とする。

- (1) 法人、団体、グループ及び個人（以下「事業者」という。）のうち、庄原市においてサテライトオフィスの開設を検討している者
- (2) 庄原市において事務所等の開設又は創業を検討している事業者
- (3) その他お試しオフィスを利用させることが適当であると市長が認める者

(休館日)

第5条 お試しオフィスの休館日は、4月29日から5月5日まで、及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用可能期間)

第6条 お試しオフィスの利用可能期間は、2週間までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを延長することができる。

(利用可能時間)

第7条 お試しオフィスの利用可能時間は、原則、終日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の申請及び許可)

第8条 お試しオフィスを利用しようとする者は、利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める申請書を受理した場合は、その内容を審査し、お試しオフィスの管理運営に支障がないと認めたときは、利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付する。

3 市長は、前項の許可をするとき、必要な条件を付することができる。

(申請書の受付期間)

第9条 前条第1項に定める申請書の受付期間は、原則として利用の開始を希望する日の6か月前から10日前までとする。

(利用権の譲渡の禁止)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外にお試しオフィスを利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の不許可)

第11条 市長は、利用の申請をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、お試しオフィスの利用を許可しない。

- (1) 政党又は政治活動を行う事業者
- (2) 宗教活動又は宗教団体としての活動を行う事業者
- (3) 貸金又は消費者金融事業を行う事業者
- (4) 商品先物取引に関する事業を行う事業者
- (5) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売を行う事業者
- (6) 消費生活センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっている事業者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂又はレストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業受託営業を行う事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (10) 利用者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (11) 利用者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (12) 利用者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (13) お試しオフィスの管理上支障があると認められるとき
- (14) お試しオフィス又はその附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- (15) お試しオフィスを利用させることが適当でないと認めるとき
- (16) 用途変更を伴う利用であると認められるとき

(利用許可の取消し等)

第 12 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試しオフィスの利用の許可を取消し、又は利用の停止を命じることができる。

- (1) この要領又はこの要領に基づく許可の条件に違反したとき
- (2) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき
- (3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき
- (4) 許可を受けた後において前条各号の規定に該当したとき
- (5) 近隣住民及び他の利用者に迷惑をかけたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 前項の規定により利用の許可を取消され、又は利用の停止を命ぜられたことにより利用者が受けた損害については、市長はその責を負わない。

3 市長は、第 1 項の利用の許可の取消しにより損害を受けたときは、利用者に対し、その損害賠償を求めることができる。

(利用者の義務)

第 13 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 庄原市が行うアンケート、ヒアリング等に協力すること
- (2) お試しオフィス及びその付属設備を損傷し、又は汚傷しないこと
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (4) 執務環境を清潔に保つこと
- (5) お試しオフィスの整理整頓を徹底すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項を遵守すること

(利用料)

第 14 条 お試しオフィスの利用料は無料とする。ただし、無料とする範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 施設及び設備の賃借料
- (2) 光熱水費
- (3) 通信料
- (4) 宿泊料
- (5) その他施設の維持管理に必要な費用

2 前項の規定にかかわらず、利用者自らが取り付ける設備等に関連する費用については、利用者の負担とする。

(利用の取消し又は変更)

第 15 条 利用者が利用を取消し、又は利用許可事項の変更をしようとするときは、庄原市お試しオフィス利用取消(変更)届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第 16 条 利用者は、お試しオフィスに特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ

市長の許可を受けたときは、利用者の負担において特別の設備を設けることができる。
(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、お試しオフィスの利用を終了したとき又は第 12 条第 1 項の規定により利用の許可を取消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者は、施設、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(退出)

第 19 条 市長は、この要領に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、退出を命ずることができる。

(事故等の賠償)

第 20 条 市長は、利用者がその利用中の自己の過失により負傷し、又は死亡したときは、一切の責任を負わない。

(委任)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、お試しオフィスの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。